

宮崎県 認定申請手数料

令和8年4月改正

宮崎県建築住宅課

○マンション管理計画認定申請手数料

事前確認	認定に係る長期修繕計画の数	手数料の額
有	1の場合	3,500円
	2以上の場合の追加1あたりの加算額	1,600円
無	1の場合	24,600円
	2以上の場合の追加1あたりの加算額	14,200円

○マンション管理計画認定更新申請手数料

事前確認	認定に係る長期修繕計画の数	手数料の額
有	1の場合	3,500円
	2以上の場合の追加の1あたりの加算額	1,600円
無	1の場合	24,600円
	2以上の場合の追加の1あたりの加算額	14,200円

○マンション管理計画変更認定申請手数料

事前申請	認定に係る長期修繕計画の数	手数料の額
無	1の場合	12,300円
	2以上の場合の追加の1あたりの加算額	7,100円

※計画変更については事前申請無し

この手数料は、県が認定する県内の町村部にある分譲マンションに限る。

(市の区域内にある分譲マンションは各市が認定します。)